

国民健康保険に加入のみなさんへ

〈8月1日から使える新しい保険
証を送付します。〉

国民健康保険被保険者証（保
険証）を7月下旬に普通郵便で、

世帯主様宛てに送付します。
場合がありますので、あらかじ
めご了承ください。

配達には、1週間程度かかる
場合がありますので、あらかじ
めご了承ください。

なお、お手元に届かない場合
は、町民税務課までお問い合わせ
ください。

現在使用している保険証は、
8月1日以降に破棄または返却
してください。

- ①70歳の誕生日を迎える方
誕生日以降の保険証は、誕生
月の前月の月末までに送付し
ます。
- ②2日以降生まれ
誕生日の翌月以降の保険証
は、誕生日の月末までに送付
します。

- ②75歳の誕生日を迎える方
誕生日以降の保険証について

は、誕生日の前月に「茨城県
後期高齢者医療保険被保険者
証」が交付されます。交付の
際には、町から通知しますの
で、ご確認ください。

- ③国民健康保険税の滞納がある方
有効期限の短い保険証を発行
します。

利用申込受付中！

マイナンバーカードが 健康保険証として 利用できます！

1年以上保険税を滞納した場
合には、保険証を返還してい
ただき、医療費が全額自己負
担となる「資格証明書」を交
付する場合があります。

○お問い合わせ
町民税務課 町民G
(84)1965 (直通)

※「兼高齢受給者証」の文字が
明記されています。



限度額適用・標準負担額減
額認定証(減額認定証)を申
請してください



(茨城県後期高齢者医療広域連
合ホームページ)

すでに減額認定証をお持ちの
方で、新年度も引き続き住民税
非課税世帯の方は、手続き不要
です。

後期高齢者医療保険に加入のみなさんへ

〈8月1日から使える新しい保険
証を送付します。〉

茨城県後期高齢者医療保険被
保険者証(保険証)を7月下旬に
普通郵便で送付します。

配達には、1週間程度かかる
場合がありますので、あらかじ
めご了承ください。

なお、お手元に届かない場合
は、町民税務課までお問い合わせ
ください。

現在使用している保険証は、
8月1日以降に破棄または返却
してください。

- ①有効期限 令和4年9月30日
・保険証の色 紫色

10月1日から後期高齢者の窓
口負担割合の2割負担が施行さ
れることから、9月下旬に再度
保険証を送付します。

○お問い合わせ
町民税務課
【資格】町民G
【保険料】税務G
(84)1965

○制度内容や手続きの詳細はこ
ちらから

後期高齢者医療保険料額決
定通知書は7月中旬に送付し
ます。保険料は茨城県内一律と
なっています。令和4・5年度
の保険料率は据え置きとなりま
した。賦課限度額は64万円から
66万円に改定されました。

保険料のお知らせ

すでに減額認定証をお持ちの
方で、新年度も引き続き住民税
非課税世帯の方は、手続き不要
です。